

令和3年3月市議会特別会議提出議案要旨

議案第74号

大津市市税条例等の一部を改正する条例の制定について【市民税課、資産税課】

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。その概要は、次のとおり

- (1) 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずる（現行の負担調整措置の継続）とともに、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動等を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和3年度に限り、評価替えにより課税標準額が増加する土地にあつては、令和2年度の課税標準額に据え置く措置を講ずる。
- (2) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の期限を9か月間延長するとともに、種別割のグリーン化特例のうち50パーセント軽減及び25パーセント軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、当該特例の期限を2年間延長する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正により拡充・延長される住宅借入金等特別税額控除を適用する場合の規定を整備する。